

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>負担軽減のためには、基本的にすべからく共有されるべきと考えるため、 「共有する場合には」ではなく「共有する<u>こととし、その場合には</u>」とすべきではないのか？</p> <p>「(前略) なお、この際、被検査金融機関の負担軽減の観点から、検査結果通知書等及び検査で徴求した資料を日本銀行と共有する<u>こととし、その場合には</u>、被検査金融機関から同意を取得する。」</p> <p>せっかく、金融機関が資料を作成し、金融庁に提出しても、そのうち、日本銀行と共有されるものと共有されないものが存在すると、後日、日本銀行から金融機関に対して、改めて、当該資料の作成・提出の要請が来てしまう。こうした非効率を避けるためにも、基本的にすべて共有することとして頂きたい。</p>	<p>被検査金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行と共有する情報については、全ての資料を対象とはせず、日本銀行が行う考査・モニタリングの権限・目的の範囲内の情報を対象とします。</p> <p>したがって、「共有する場合には」といった記載にしており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>被検査金融機関からの同意取得の対象となる単位は、資料毎か、それとも個別具体的な項目毎か？</p> <p>資料毎であるとする、不同意の場合、検査結果通知書等そのものが日本銀行とは共有されない事態も想定されているのか？</p> <p>個別具体的な項目毎であるとする、検査結果通知書等において、当該箇所に掛かる記述を削除するなど、具体的にはどのような手法で非共有とするのか？</p>	<p>上記1のとおり、日本銀行の権限・目的に沿った内容について共有を行うものであり、被検査金融機関からの同意取得の対象は、資料単位、個別具体的な項目単位のどちらも想定されます。</p> <p>なお、不同意を示された個別具体的な項目を除く方法については、今後、適切な処理を検討していきます。</p>

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
3	<p>共有対象となる資料は、悉皆的な一覧表が金融庁から被検査金融機関に対して提示されたうえで、日本銀行との共有につき、逐一、同意・不同意を意思表示すればよいのか。</p> <p>それとも、一覧表は示されずに、金融機関側から、不同意の資料を列挙する必要があるのか。</p>	<p>所定の様式で被検査金融機関から不同意の項目・資料を列挙していただきます。</p>
4	<p>不同意に際して、理由を付す必要は有るのか？ 同意するよう翻意を促されることはないのか？</p>	<p>不同意の理由を付す必要はありません。</p>
5	<p>共有対象となる資料（したがって、共有不同意の対象ともなり得る資料）は、一次資料（被検査金融機関が作成・提出）に止まらず、二次資料（検査、面談、ヒアリングに基づいて金融庁が作成）も含まれるとの理解でよいか？</p>	<p>ご意見のとおりです。</p>
6	<p>内部情報（重要事実（金商法第166条第1項）を含むいわゆるインサイダー情報）については、金融庁から日本銀行に対して情報共有されてしまうことの無いよう、その旨、被検査金融機関の側から、申告・指摘することが必要となるのか？</p>	<p>被検査金融機関から申告していただくことを想定しておりますが、手続きについては、個別事項で検討させていただきます。</p>
7	<p>資料が共有された暁には、当該事案に関する被検査金融機関への照会等は、金融庁と日本銀行の双方からではなく、いずれか一方から一元的に行うこととして頂きたい。</p>	<p>金融庁と日本銀行の双方から、重複した照会をすることがないよう、配慮いたします。</p>
8	<p>「金融庁検査・日本銀行考査の連携強化に向けたタスクフォース」での検討を踏まえて、今般の「立入検査の基本的な手続」（改正案）において、検査結果通知書等の共有が謳われているが、金融機関の負担軽減のためには、オンサイト検査・考査のみならず、オフサイトのモニタリングにおいても、情報共有が重要と考える。</p> <p>オフサイトの情報も共有対象となるという理解でよいか？</p>	<p>今回は「立入検査の基本的な手続」を改正するものであり、検査を想定した手続きです。ただし、ご指摘のとおり、金融機関の負担軽減の観点からはオフサイトのモニタリングにおける情報共有も重要と考えますので、今回の趣旨も踏まえて、配慮してまいります。</p>

NO.	コメントの概要	金融庁の考え方
9	<p>オフサイトの情報共有の対象としては、たとえば、下記をご検討頂きたい。</p> <p>1. 金融庁(銀行法 24 条に基づくもの)と日銀にそれぞれ半年毎に「支店の概要等」を提出しており、日銀への提出フォームは95%金融庁への提出フォームでカバーされている。支店別の計数、ROA 等日銀特有の報告事項も含めて共通フォームとし、提出先を一本化したうえで共有することとして頂きたい。</p> <p>2. 経営に影響を及ぼし得る法令違反、不正事件、事故報告(含む、不祥事件、システム障害、情報漏洩等)については、日本銀行定例報告資料一覧にて、金融庁に提出後、別途日銀にも提出するよう求められている。これらの中には、第一報、続報等複数回提出を要するものも有るため、提出先を一本化した上で共有することとして頂きたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
10	<p>不同意によって、金融検査、日銀考査のいずれにおいても、不利な扱いとならないようにして頂きたい。</p>	<p>ご意見のとおりです。</p>
11	<p>「立入検査の基本的な手続」においては、金融庁から日本銀行への情報共有が謳われている。</p> <p>他方、日本銀行から金融庁への情報共有については、どのように手当されているのか？</p>	<p>日本銀行の手続き等については、日本銀行にご確認ください。</p>
12	<p>今回は、日本銀行と金融庁との連携の更なる強化とのことであるため、対象となるのは基本的に預金取扱金融機関と理解している。日本銀行と証券取引等監視委員会との更なる連携強化(=対象は証券会社等)の見込みは如何？</p>	<p>これまで預金取扱金融機関を中心に議論を進めてまいりましたが、金融庁検査と日本銀行考査における連携の中で、今後、証券会社等における連携の在り方についても検討してまいります。</p>
13	<p>将来的には、金融機関から提供する情報・資料は一箇所に一元的に蓄積した上で、関連当局(金融庁、日本銀行、その他)は必要に応じて、適宜、そこから情報・資料を取り出すという制度設計も検討頂きたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>